

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	1

①	年月日・時間	令和6年7月19日、令和7年3月10日						
②	場所							
③	相手方	徳島県議会各種議員連盟						
④	参加者							
⑤	目的・内容	徳島県議会各議員連盟 令和6年度会費						
⑥	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記 録簿
		会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会防衛議員連盟 会費		
		会費	△ 1,000	10/10	△ 1,000	徳島県議会防衛議員連盟 会費返金		
		会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会農業振興議員連盟 会費		
		会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会芸術文化振興議員連盟 会費		
		会費	4,000	10/10	4,000	徳島県議会医療・福祉関係議員連盟 会費		
		会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会北朝鮮日本人拉致問題早期解決促進議員連盟 会費		
		会費	4,000	10/10	4,000	徳島県議会教育を考える議員連盟 会費		
		会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会林業木材業振興議員連盟 会費		
		会費	△ 1,000	10/10	△ 1,000	徳島県議会林業木材業振興議員連盟 会費返金		
		会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会畜産振興議員連盟 会費		
		会費	1,000	10/10	1,000	徳島県議会日韓友好促進議員連盟 会費		
		会費	1,000	10/10	1,000	徳島県議会日台交流推進議員連盟 会費		
		合計	30,000		30,000			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

令和6年7月19日

立川 了大 様

¥ 5, 000 -

令和6年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会防衛議員連盟

徳島県議会

防衛議員連盟

領 収

返金証明証

令和7年3月10日

立川 了大 様

¥ 1, 000 -

令和6年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会防衛議員連盟

徳島県議会

防衛議員連盟

返 金

領 収 証

令和6年7月19日

立川 了大 様

¥ 3, 000 -

令和6年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会農業振興議員連盟

徳島県議会

農業振興

議員連盟

領 収

領 収 証

令和6年7月19日

立川 了大 様

¥ 5, 000 -

令和6年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会芸術文化振興議員連盟

徳島県議会

芸術文化振興

議員連盟

領 収

領 収 証

令和6年7月19日

立川 了大 様

¥ 4, 000 -

令和6年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会医療・福祉関係議員連盟 領 収

徳島県議会
医療・福祉関係
議員連盟

領 収 証

令和6年7月19日

立川 了大 様

¥ 3, 000 -

令和6年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会北朝鮮日本人拉致問題
早期解決促進議員連盟 領 収

徳島県議会
北朝鮮日本人拉致問題
早期解決促進
議員連盟

領 収 証

令和6年7月19日

立川 了大 様

¥ 4, 000 -

令和6年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会教育を考える議員連盟 領 収

徳島県議会
教育を考える
議員連盟

領 収 証

令和6年7月19日

立川 了大 様

¥ 3, 000 -

令和6年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟 領 収

徳島県議会
林業木材業振興
議員連盟

返金証明証

令和7年3月10日

立川 了大 様

¥ 1, 0 0 0 -

令和6年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟



領 収 証

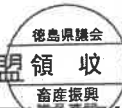
令和6年7月19日

立川 了大 様

¥ 3, 0 0 0 -

令和6年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会畜産振興議員連盟 領 収



領 収 証

令和6年7月19日

立川 了大 様

¥ 1, 0 0 0 -

令和6年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会日韓友好促進議員連盟 領 収



領 収 証

令和6年7月19日

立川・了大 様

¥ 1, 0 0 0 -

令和6年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会日台交流推進議員連盟 領 収



活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	令和7年2月27日						
② 内容	発行部数：42,000部 配布方法：郵送 及び 手渡しによる 内容：県政報告書を作成・印刷し、県内において上記の配布方法により地域住民に配布し、広報広聴活動を行う。						
③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物写 し
	制作・印刷費	285,780	10/10	285,780	県政報告書作成・印刷一式（デザイン、画像処理、版代、印刷、裁断加工、折り加工）	✓	
		82,236	10/10	82,236	フィルム封筒 42,000枚		
		66,000	10/10	66,000	封入・封かん作業 30,000部		
	郵送費	1,181,488	10/10	1,181,488	地域指定配達 藍住町 北島町 松茂町 15,375部×36円＝553,500円 16,526部×38円＝627,988円		✓
		360,828	10/10	360,828	地域指定配達 板野町 上板町 10,023部×36円＝360,828円		✓
	合計	1,976,332		1,976,332			

（注）専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

（注）印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

（注）郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である ☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている ☒ 後援会主催の報告会等ではない ☒ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない ☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている ☒ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	経理責任者審査 

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

'25/02/14

インボイス登録番号:T4-0200-0105-7463

〔電子領収証につき、印紙不要〕

(消費税込)

[illegible]

領 収 書

2025年2月13日

NO. 347

立川了大 様

株式会社ジブリック

登録番号:T8-1200-0113-9339

〒550-0027

大阪市西区九条一丁目10-3

TEL:06-6584-1160

FAX:06-6584-1160



下記の通り領収いたしました。
但し:ビニール封筒代として

合計金額:

¥82,236.-

商品名	数量	単価	金額
1 2/17 120×235+30テープ付 OPP#30	42,000	@ 1.78	74,760
2 納品送料含む		@	
3		@	
4		@	
5		@	
6		@	
7		@	
8		@	
9		@	
10		@	
11		@	
12		@	
13		@	
14		@	
15		@	
16		@	
17		@	
18		@	

税率区分	課税対象額	消費税額
8%	¥0	¥0
10%	¥74,760	¥7,476

税別小計	¥74,760
消費税	¥7,476
税込総合計	¥82,236

支払い内訳	
ポイント利用	¥0
銀行振込	¥82,236

備 考

1.

2.

領 收 書

立川了大 様

健祥苑授産センター金太郎

771-1151

徳島県徳島市応神町古川字北26-1

TEL: 088-641-5188

FAX: 088-641-5186

請求先コード: 327-0

下記の内容について、領収致しました。

領収日	領収金額
令和 7年 3 月 19 日	66,000

[illegible]

領収書

毎度ありがとうございます。

お客様名： 立川 了大 様
お客様番号： XXXXXXXXXX
住所： 〒 771-1265
徳島県板野郡 藍住町住吉字神蔵 1 6 7

料金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	1	8	1	4	8	8

収納内訳	
現金	1,181,488円
証紙	-
切手	-
小切手	-

別納引受
(内訳)

<種別>	<特殊取扱>	<量目/サイズ>	<通(個)数>	<単価(円)>	<料金(円)>	<摘要>
ゆうメール特別		25.0g	15,375	36	553,500	
区内		1.0cm未満				
		小計			553,500	
ゆうメール特別		25.0g	16,526	38	627,988	
県内		1.0cm未満				
		小計			627,988	

料金計	1,181,488 円	割引計	0 円	課税計(10%)	1,181,488 円		
				(内消費税等(10%))	107,408 円)		
				非課税計	0 円	お預り 現金	1,181,488 円
				合計	1,181,488 円	おつり	0 円

上記のとおり領収しました。

〒 100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2 - 3 - 1
連絡先： 徳島中央郵便局
電話番号： 0570-943-718
登録番号： T1010001112577
発行番号： 250319d0001
発行日時： 2025年 3月19日 11:16



印紙税申告納
付につき麴町
税務署承認済

領収日

2025.03.19

領収書

毎度ありがとうございます。

お客様名： 立川 了大 様
お客様番号：
住所： 〒 771-1265
徳島県板野郡 藍住町住吉字神蔵 1 6 7

料金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	3	6	0	8	2	8

収納内訳	
現金	360,828円
証紙	-
切手	-
小切手	-

別納引受
(内訳)

<種別>	<特殊取扱>	<量目/サイズ>	<通(個)数>	<単価(円)>	<料金(円)>	<摘要>
ゆうメール特別		25.0g	10,023	36	360,828	
区内		1.0cm未満				
		小計			360,828	

料金計	360,828円	割引計	0円	課税計(10%)	360,828円	
				(内消費税等(10%))	32,802円)	
				非課税計	0円	お預り 現金 360,828円
				合計	360,828円	おつり 0円

上記のとおり領収しました。

〒 100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2 - 3 - 1
連絡先： 鴨島郵便局
電話番号： 0570-943-934
登録番号： T1010001112577
発行番号： 250321d0001
発行日時： 2025年 3月21日 11:09



印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

領収日

2025. 03. 21

令和7年3月発行

料金別納郵便

タウンプラス
板野郡にお住いの皆様へ

徳島県議会議員

たてかわ

立川のりひろ

県政報告 — 令和7年3月号 —

【発行者】徳島県議会議員 立川了大
〒771-1265 徳島県板野郡藍住町住吉字神蔵16

立川のりひろ プロフィール

昭和55年6月1日生まれ 44歳

板野選挙区選出 2期目

会派:自由民主党県民会議 副幹事長

所属委員会など

文教厚生委員会 委員長

地域活性化対策特別委員会 委員

企業会計決算認定特別委員会 委員

政策条例検討会議 構成員



立川の質疑の様子は、
映像でもご覧になれます

立川のりひろ 〒771-1265 徳島県板野郡藍住町住吉字神蔵167
お問い合わせ先 ☎088-676-3222 ☎088-692-6687 ✉tatekawanorihiro@gmail.com

ご挨拶 — 2期目の折り返しを迎えるにあたって —

皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より格別のご指導ご支援を賜り、心から感謝申し上げます。早いもので、徳島県議会議員として2期目の任期も折り返しを迎えようとしています。

令和6年4月1日、私は「まっすぐに徳島県を考える政策集団」として、仲間とともに新会派「自由民主党県民会議」を結成致しました。

我が会派は、常に理事者と適度な緊張感を保ち、議会本来の行政監視機能を果たしながら、皆様から頂戴した声を反映した政策を速やかに提言し、活発な議論を交わし、皆様から負託いただいた責務を全うして参ります。

このたびは、令和6年12月に挑んだ県政に対する一般質問を中心にご報告させて頂きまして共に、引き続き、「政治は人なり くらしは政治なり」の理念のもと、しっかりと地域の声を届け続ける議員活動に邁進してまいる所存であります。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

徳島県議会議員 立川了大

① 若者の市販薬及び処方薬の乱用 (オーバードーズ) 対策について

【立川の質問】

私は22歳の娘を持つ母親です。長女は14歳から市販薬の問題を抱え、薬の使用をやめるために親子共々さまざまな努力をしました。けれども、どれも上手くいかず途方に暮れていたとき、一般社団法人ARTSの家族会で薬物依存症の知識や対応を学び、本人は様々な医療機関や公的相談窓口と民間施設を頼りに何とか回復の道を見出し、加えて、薬物依存症の知識はないけれど、私たち親子の困窮している状態をどうにか助けたいと思ってくださる方たちのお陰で、今は日常を取り戻しつつありますが、それまでは警察、救急車は日常茶飯事というような、非常に緊張した毎日でした。

現在、若者のあいだで市販薬・処方薬の乱用が深刻な社会問題になっており、大きな危機感を抱くとともに、未来ある若者たちが命を落としてしまうこの状況に胸が張り裂けそうな思いです。ひとりでも多くの若者やそのご家族が安心して生活できる徳島県になるように願っています。

これは、実際にご家族が市販薬の依存症を経験され、今は民間支援団体のメンバーとして、徳島県で活動されている方のメッセージであります。昨今、若者による市販薬及び処方薬の乱用が非常に深刻な社会問題となっている。薬局やドラッグストアで簡単に購入できる風邪薬や咳止めなどの市販薬や処方薬の過剰摂取は、依存してしまうと自力では止められなくなったり、健康被害が発生したりして、最悪の場合は死亡することもある。

近年は、SNS等で乱用の対象となる製品名や「どれくらい飲めば、どのようになる」といった体験談等が流布され、市販薬や処方薬の乱用の情報に接しやすく、特に思春期の子供については、悩みや誘惑等により、適切な服用を誤りやすい傾向があり、健康被害だけでなく事件・事故に巻き込まれることも社会問題となっている。

国立精神・神経医療研究センターが、令和3年度に実施した「薬物使用と生活に関する全国高校生調査」によると、回答した全国の高校生44,613名のうち、1.6% (約60人に1人) に、過去1年以内に市販薬の乱用経験があるとの結果が出ており、同調査では、市販薬乱用の経験を持つ高校生は、非経験者に比べて「悩み事を親に相談しない」「親しく遊べる友人や相談できる友人が少ない」などといった特徴が見られることが指摘されている。その他にも、消防庁および厚生労働省による、「医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員の調査」では、特に10代から20代の若い女性に、乱用をする方が増えている傾向がみられる。

現在、厚生労働省は、薬剤師などの資格を持つ人がいなくてもコンビニで市販薬を販売できるようにする方針を示しており、これまで以上に若者が市販薬を手軽に入手できるようになる懸念も生じている。

【質問①】まず、こういった乱用を正しい知識により予防することが必要である。県内では各学校において、薬物乱用防止教室が実施されているが、違法薬物に関する内容を内容として取り扱うことが多く、今後は違法薬物に関するだけでなく、市販薬及び処方薬の乱用についても取り扱うとともに、相談窓口を周知するなど、さらなる啓発を推進すべきと考えるが、御所見は。

【質問②】予防教育に加え、すでにオーバードーズで苦しんでいる、あるいはその可能性があるご本人やそのご家族への支援が、大変重要である。オーバードーズで苦しんでいるご本人やそのご家族が相談支援から、専門医療、さらにはフォローアップまで、継続して身近な地域で支援を受けられる取り組みが必要と考えるが、御所見は。

【中川教育長の答弁／質問①について】

薬物乱用防止は、児童生徒の健全育成を図る上で極めて重要な課題であり、その実現に向けては、学校における啓発が大切であると認識している。市販薬及び処方薬の乱用については、近年、大きな社会問題となっていることから、県教育委員会より各学校に対し「薬物乱用防止教室」において啓発を行うよう促した結果、学習テーマとして取り上げる学校が徐々に増えてきており、市販薬及び処方薬乱用につながらないよう、防止に向けた取り組みを強化していく必要があると認識している。

県教育委員会としては、学校医や学校薬剤師、さらには警察、知事部局等と緊密に連携し、教職員の研修会をはじめ、様々な機会を捉えて、市販薬及び処方薬乱用に関する理解を深めるとともに、生徒・保護者に対する悩みの相談窓口の周知徹底を図って参る。さらに、SNSを通じた誤った情報による影響も背景にあることから、小学校段階から、ネットの情報を正しく判断し行動できる情報活用能力を身に付けられるよう、情報モラル教育のさらなる充実に向け、市町村教育委員会との連携を強化して参る。今後も、市販薬及び処方薬乱用を含めた薬物乱用防止の啓発を加速して参る。

【後藤田知事の答弁／質問②について】

若年層を中心に急増しているオーバードーズについては、学校での予防教育の推進はもとより、すでに苦しんでいるご本人やご家族に対し、相談支援から専門的治療、回復に向けたフォローアップまでの切れ目ない支援の強化が急務であると認識している。

県では、依存症対策として、ご本人やご家族への支援に取り組み、今年度から、関係機関の更なる連携強化に向け、保健・医療・福祉や教育の分野に加え、自助グループにもご参加いただく「徳島県依存症等対策推進会議」を新たに設置し、切れ目ない支援に取り組んでいる。

若者による市販薬や処方薬の乱用増加の背景には、SNSの普及により、薬物の種類や使用方法等の情報が容易に入手できる環境にあることが挙げられる。そうした情報を基に、自身が抱える生きづらさによる不安や悩みを一時的に解消する手段としてオーバードーズを選択すると考えられることから、心の問題として対策を講じる必要がある。

具体的には、心の問題を抱えた若者や、本人への接し方に悩む家族に対し、相談窓口である依存症相談拠点の更なる周知・専門医療機関への受診勧奨、当事者や家族からなる自助グループとの交流促進などを展開する。また、市町村に対し、オーバードーズ問題や自助グループの活動に関する情報提供などを積極的に行い、身近な地域でも、支援へのつながりがしっかりと行き届くよう連携を進める。

さらに、関西広域連合においても、新たに、オーバードーズへの対策を構成府県市間で共有し、特に問題が深刻化している都市部での先進事例を参考に、本県の対策に繋げて参りたいと考えている。今後とも、関係機関が一体となって、支援が必要な方が誰一人取り残されないよう、しっかりと取り組んで参る。

まっすぐに徳島県を考える政策集団
新会派「自由民主党県民会議」の一員
として引き続き職務に努めていきます



② 子どもの歯と口の健康づくりについて

【立川の質問】

徳島県では、「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」において、科学的根拠に基づく歯科疾患の予防対策としてフッ化物応用を位置づけるとともに、徳島県歯科口腔保健推進計画においても、子どもの適切な生活習慣や歯の磨き方とともに、フッ化物の使用による虫歯予防について明記され、取り組みが進められている。

フッ化物応用については、幼少期の段階から適切なケアを行うことで、虫歯予防効果が高いとされ、フッ化物洗口については、全国の多くの自治体や、県内の学校においても、モデル的に取り組みがなされており、初期虫歯の進行抑制など、一定の効果が上がっている。

とりわけ、特別な配慮を要する特別支援学校などに通学している子どもたちの歯と口の健康については、虫歯予防や口腔機能の発達のための取り組みが必要と考えられ、フッ化物洗口について、佐賀県、大分県、長崎県などで先進的に取り組みがなされている。

乳幼児期から高齢期までの生涯にわたる切れ目のない歯と口の健康づくりについては、虫歯予防効果が高く、多くの子どもたちが継続的に予防対策が受けられるフッ化物応用の更なる取り組みが必要と考えるが、御所見は。

【森口政策監補の答弁】

子どもの「歯と口の健康づくり」は、虫歯予防のほか、望ましい生活習慣や生活リズムの形成といった、生きる力を育むことにも繋がるなど、生涯にわたる健康づくりの礎として、非常に重要であると認識している。

虫歯のリスクが高いとされる、障がいのある子どもの虫歯治療は、一般的な診療よりも困難な場合が多いのが現状であり、障がいの特性に応じた日常的な口腔ケアや虫歯予防が重要となる。そこで、徳島県歯科医師会の提案により、特別支援学校をモデル校とした、フッ化物洗口を導入することで、障がいのある子どもの虫歯になりにくい強い歯を育むことを進めて参る。今後とも、次代を担う子どもたちに、虫歯予防としてフッ化物応用が習慣として根付き、生涯にわたる歯と口の健康づくりに取り組みめるよう関係機関と連携しながら、対策を進めて参る。

③ 大規模停電を踏まえた大規模災害時の備えについて

【立川の質問】

去る11月9日、本県を含む四国4県において、最大時で36万戸を超える大規模停電が発生した。生活の隅々まで電気に頼っている我が国では、広範かつ長期に及ぶ電力途絶は、大規模災害と同様、命に関わる問題となる。北海道胆振地震での、いわゆるブラックアウトや、能登半島地震での長期間に及ぶ停電・断水が記憶に新しいが、本県に切迫する南海トラフ巨大地震では、広範囲にインフラ被害が発生し、その復旧にも、これまでの大規模災害以上の時間を要することを想定しなければならない。

ライフライン途絶に対しては、まずは県民・各家庭での備えが非常に重要であり、県民の皆様に、継続的に意識づけいただく機会を提供していくことが必要ではないか。大規模災害時のライフライン途絶対策として、家庭などでの備えをさらに進めるため、県としてどのように取り組むのか、御所見は。

【勝間危機管理部長の答弁】

11月9日に発生した大規模停電は、四国エリアで最大約36万5千戸、徳島県内で最大約11万戸に及び、県としても、直ちに災害対策連絡本部を設置し、情報収集・伝達を行ったところである。

停電をはじめとするライフラインの途絶に対して、まずは各家庭での備えが非常に重要である。県としては、県民の皆様に防災対策について考えていただいている毎月1点検運動の12月のテーマをライフライン途絶対策とし、具体的には、停電・ガス停止に備えるための懐中電灯やランタンなど「明かりの確保」、カセットコンロをはじめ「調理器具の確保」、また、断水に備えるための1人1日3リットルの「飲用水の確保」、携帯トイレ備蓄による「トイレの確保」など、いざという時に困らないために、それぞれのご家庭で今すぐ備えるべきことを、SNSなどを通じ、呼びかけている。

今後、備えを進める行動を喚起することにより、県民の自助力を高め、来たる南海トラフ巨大地震を見据えた県全体の災害対応力の向上に繋げて参る。

④ 夏の阿波おどり時の観光客の受け入れにつながる宿泊施設の充実について

【立川の質問】

政府は、観光はコロナ過を経ても成長戦略の柱、地域活性の切り札としており、2024年の訪日外国人旅行者3,500万人、旅行消費額も8兆円と、ともに過去最高を更新することが予測されており、2030年の政府目標に向けて、訪日客数6,000万人、旅行消費額15兆円も視野に入る状況であると報告されている。

夏の阿波おどり期間中は例年多くの観光客が訪れており、中でも最も規模の大きい徳島市阿波おどりには、今年は8月11日から15日までの5日間で約102万人の集客があり、徳島県になくてはならないお祭りとなっている。

しかし、阿波おどり期間中はこれまでも宿泊施設が不足し、観光客が県外に宿泊したり、日帰りでの観光など、大きな集客があっても、十分に経済効果が波及されていない現状がある。

香港・韓国との国際定期便就航のみならず、クルーズ船はじめ、様々な誘客施策により、今後、さらなる増加が見込まれる旅行者に対し、阿波おどりの経済効果を高め、その果実を広く県民に普及していくためには、宿泊施設の充実が重要と考えるが、御所見は。

【後藤田知事の答弁】

本県の令和5年の客室稼働率は全国26位の53.4%である一方、令和5年度末における旅館・ホテルの客室数は、全国46位の9,697室との現状である。夏の阿波おどりなど大規模イベント開催時において、宿泊施設の不足が大きな課題となっていることは、かねてから認識しているところである。

これまで、宿泊キャパシティの拡大に向け、ビジネスホテル等の新増設を対象とした最大2億円の補助制度に加え、高品質で大規模なホテルの新増設に対する最大10億円のメニューを創設したところである。また、地域の現状と課題の分析や、目指すべき目標の設定を行った上で、観光施設の高付加価値化改修などへの支援も実施している。今後、世界的ハブ空港である韓国の仁川や香港を経由して、これまで以上に様々な国・地域から観光客の来県が期待される。県としても、宿泊施設の充実に向け、新増設や既存施設のブラッシュアップなどに取り組んで参る。

⑤ 市町村の個別避難計画の作成支援について

【立川の質問】

災害発生時に、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」の避難の際の支援を定めた、個別避難計画については、令和3年5月に「災害対策基本法」が改正され、その作成が市町村の努力義務とされている。

個別避難計画の作成は、職員の皆さんお一人お一人が幅広い業務を担っている中、懸命に作成を進めておられるが、避難行動要支援者毎の状況把握に時間を要するとともに、地域の希薄化や高齢化などもあり、避難の際に支援を実施していただける人の確保などが難しく、作成が思うように進まないこともあったりと、大変苦慮されているとのことである。

大規模災害発生の際や豪雨等の災害が頻発している状況に鑑み、避難行動要支援者の安全・安心確保のため、個別避難計画の作成に懸命に取り組む市町村に対し、更なる支援を行えないか。

【森口政策監補の答弁】

令和6年能登半島地震の被災地においては、個別避難計画の策定が十分に進んでおらず、要支援者の避難の遅れなどの事態が多数生じたとお聞きしており、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生が懸念される本県においても、市町村とともに個別避難計画の策定を加速することは、まさに喫緊の課題であると認識している。

県では、市町村の計画策定を後押しするため、避難計画の策定方法などの検討を行うモデル事業を実施し、その成果を個別避難計画作成の手引としてとりまとめ、各市町村で活用いただいている。市町村からは、避難行動要支援者の状況把握や、避難する際の支援を担う地元の方のマンパワー不足も大きな課題となっており、県として更なる支援の強化が必要であると考えている。

状況把握については、市町村が個別具体的な支援方策などを検討するケース会議の構成員として、新たに介護支援専門員をはじめとする福祉専門職の皆様に対し、参画・協力を依頼し、お一人お一人の心身の状況を踏まえ、計画の速やかな作成に繋げて参る。

また、支援者の確保については、地域のつながり、顔の見える関係が希薄化していることを踏まえ、地域で、避難行動要支援者の方々に参加いただく避難訓練の機会を創出することで、地域の支援力を高め、支援者の確保に繋がるよう努めて参る。今後とも、市町村の個別避難計画策定をしっかりと後押しして参る。

⑥ 子どもたちの社会参画意識の醸成を図る 主権者教育への取り組みについて

【立川の質問】

主権者教育については、昨年の11月定例会で、子どもたちが自ら考えた政策を実現し、形に残すような「実現型の主権者教育を進めるべきでは」と質問をさせていただいた。

その背景として、平成28年から選挙権が18歳以上になり、令和4年度からは成年年齢が18歳に引き下げられるなど、変化の激しい現代社会において、子どもたちが社会に参画する主体として自立することや、地域や社会に関わることができるようになるためには、主権者教育の重要性がますます高くなっていると思うからである。

子どもたちが自ら考え、社会に参画する意識をさらに醸成するために、地域課題解決への取り組みなどを自ら考え、その是非を議論し、それを実現していくといった、いわば「民主的な成功体験」となり得るような体験的な活動を実施していくことが重要だと考える。昨年の質問から、この1年間でどのような取り組みが行われたか、また今後どのような取り組みを進めていくか、御所見は。

【中川教育長の答弁】

これからの時代を生きる子どもたちに、主体的に考え、行動する力や、地域への愛着を育むことは非常に重要であると認識している。県教育委員会では、課題解決型の学習を充実させる取り組みを行っており、その成果の実現が地域への愛着にもつながると考えている。

具体的には、昨年度より実施している県内の高校生が学校の垣根を越えて身の回りの諸課題について考察し、その解決に向けた提言発表を行うプログラムは、今年度も実施しており、来年2月には知事や私に直接提言を頂く予定となっている。

また、今年度から開始した「生徒まんが徳島版探究活動推進事業」では、小松島西高校で、藻場を荒らす魚であるアイゴやブダイを利用したフィッシュカツ等の商品開発を行い、高校生ビジネスプラン・グランプリをはじめとする全国大会でも高い評価を得たところである。

引き続き、課題解決型の学習を推進することで、子どもたちに、主体的に考え、行動する力や、地域への愛着を育み、社会参画意識を高めることができるようより一層取り組んで参る。

— 令和6年度 写真で見る立川のりひろの活動など —



令和7年3月発行

料金別納郵便

タウンプラス
板野郡にお住いの皆様へ

徳島県議会議員

たてかわ

立川のりひろ

県政報告 — 令和7年3月号 —

【発行者】徳島県議会議員 立川了大
〒771-1265 徳島県板野郡藍住町住吉字神蔵16

立川のりひろ プロフィール

昭和55年6月1日生まれ 44歳

板野選挙区選出 2期目

会派:自由民主党県民会議 副幹事長

所属委員会など

文教厚生委員会 委員長

地域活性化対策特別委員会 委員

企業会計決算認定特別委員会 委員

政策条例検討会議 構成員



立川の質疑の様子は、
映像でもご覧になれます

立川のりひろ 〒771-1265 徳島県板野郡藍住町住吉字神蔵167
お問い合わせ先 ☎088-676-3222 ☎088-692-6687 ✉tatekawanorihiro@gmail.com

ご挨拶 — 2期目の折り返しを迎えるにあたって —

皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より格別のご指導ご支援を賜り、心から感謝申し上げます。早いもので、徳島県議会議員として2期目の任期も折り返しを迎えようとしています。

令和6年4月1日、私は「まっすぐに徳島県を考える政策集団」として、仲間とともに新会派「自由民主党県民会議」を結成致しました。

我が会派は、常に理事者と適度な緊張感を保ち、議会本来の行政監視機能を果たしながら、皆様から頂戴した声を反映した政策を速やかに提言し、活発な議論を交わし、皆様から負託いただいた責務を全うして参ります。

このたびは、令和6年12月に挑んだ県政に対する一般質問を中心にご報告させていただきますと共に、引き続き、「政治は人なり くらしは政治なり」の理念のもと、しっかりと地域の声を届け続ける議員活動に邁進してまいります。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

徳島県議会議員 立川了大

① 若者の市販薬及び処方薬の乱用(オーバードーズ)対策について

【立川の質問】

私は22歳の娘を持つ母親です。長女は14歳から市販薬の問題を抱え、薬の使用をやめるために親子共々さまざまな努力をしました。けれども、どれも上手くいかず途方に暮れていたとき、一般社団法人ARTSの家族会で薬物依存症の知識や対応を学び、本人は様々な医療機関や公的相談窓口と民間施設を頼りに何とか回復の道を見出し、加えて、薬物依存症の知識はないけれど、私たち親子の困窮している状態をどうにか助けたいと思ってくださる方たちのお陰で、今は日常を取り戻しつつありますが、それまでは警察、救急車は日常茶飯事というような、非常に緊張した毎日でした。

現在、若者のあいだで市販薬・処方薬の乱用が深刻な社会問題になっており、大きな危機感を抱くとともに、未来ある若者たちが命を落としてしまうこの状況に胸が張り裂けそうな思いです。ひとりでも多くの若者やそのご家族が安心して生活できる徳島県になるように願っています。

これは、実際にご家族が市販薬の依存症を経験され、今は民間支援団体のメンバーとして、徳島県で活動されている方のメッセージであります。昨今、若者による市販薬及び処方薬の乱用が非常に深刻な社会問題となっている。薬局やドラッグストアで簡単に購入できる風邪薬や咳止めなどの市販薬や処方薬の過剰摂取は、依存してしまうと自力では止められなくなったり、健康被害が発生したりして、最悪の場合は死亡することもある。

近年は、SNS等で乱用の対象となる製品名や「どれくらい飲めば、どのようになる」といった体験談等が流布され、市販薬や処方薬の乱用の情報に接しやすく、特に思春期の子供については、悩みや誘惑等により、適切な服用を誤りやすい傾向があり、健康被害だけでなく事件・事故に巻き込まれることも社会問題となっている。

国立精神・神経医療研究センターが、令和3年度に実施した「薬物使用と生活に関する全国高校生調査」によると、回答した全国の高校生44,613名のうち、1.6%(約60人に1人)に、過去1年以内に市販薬の乱用経験があるとの結果が出ており、同調査では、市販薬乱用の経験を持つ高校生は、非経験者に比べて「悩み事を親に相談しない」「親しく遊べる友人や相談できる友人が少ない」などといった特徴が見られることが指摘されている。その他にも、消防庁および厚生労働省による、「医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員の調査」では、特に10代から20代の若い女性に、乱用をする方が増えている傾向がみられる。

現在、厚生労働省は、薬剤師などの資格を持つ人がいなくてもコンビニで市販薬を販売できるようにする方針を示しており、これまで以上に若者が市販薬を手軽に入手できるようになる懸念も生じている。

【質問①】まず、こういった乱用を正しい知識により予防することが必要である。県内では各学校において、薬物乱用防止教室が実施されているが、違法薬物に関する内容を内容として取り扱うことが多く、今後は違法薬物に関するだけでなく、市販薬及び処方薬の乱用についても取り扱うとともに、相談窓口を周知するなど、さらなる啓発を推進すべきと考えるが、御所見は。

【質問②】予防教育に加え、すでにオーバードーズで苦しんでいる、あるいはその可能性があるご本人やそのご家族への支援が、大変重要である。オーバードーズで苦しんでいるご本人やそのご家族が相談支援から、専門医療、さらにはフォローアップまで、継続して身近な地域で支援を受けられる取り組みが必要と考えるが、御所見は。

【中川教育長の答弁／質問①について】

薬物乱用防止は、児童生徒の健全育成を図る上で極めて重要な課題であり、その実現に向けては、学校における啓発が大切であると認識している。市販薬及び処方薬の乱用については、近年、大きな社会問題となっていることから、県教育委員会より各学校に対し「薬物乱用防止教室」において啓発を行うよう促した結果、学習テーマとして取り上げる学校が徐々に増えてきており、市販薬及び処方薬乱用につながらないよう、防止に向けた取り組みを強化していく必要があると認識している。

県教育委員会としては、学校医や学校薬剤師、さらには警察、知事部局等と緊密に連携し、教職員の研修会をはじめ、様々な機会を捉えて、市販薬及び処方薬乱用に関する理解を深めるとともに、生徒・保護者に対する悩みの相談窓口の周知徹底を図って参る。さらに、SNSを通じた誤った情報による影響も背景にあることから、小学校段階から、ネットの情報を正しく判断し行動できる情報活用能力を身に付けられるよう、情報モラル教育のさらなる充実に向け、市町村教育委員会との連携を強化して参る。今後も、市販薬及び処方薬乱用を含めた薬物乱用防止の啓発を加速して参る。

【後藤田知事の答弁／質問②について】

若年層を中心に急増しているオーバードーズについては、学校での予防教育の推進はもとより、すでに苦しんでいるご本人やご家族に対し、相談支援から専門的治療、回復に向けたフォローアップまでの切れ目ない支援の強化が急務であると認識している。

県では、依存症対策として、ご本人やご家族への支援に取り組み、今年度から、関係機関の更なる連携強化に向け、保健・医療・福祉や教育の分野に加え、自助グループにもご参加いただく「徳島県依存症等対策推進会議」を新たに設置し、切れ目ない支援に取り組んでいる。

若者による市販薬や処方薬の乱用増加の背景には、SNSの普及により、薬物の種類や使用方法等の情報が容易に入手できる環境にあることが挙げられる。そうした情報を基に、自身が抱える生きづらさによる不安や悩みを一時的に解消する手段としてオーバードーズを選択すると考えられることから、心の問題として対策を講じる必要がある。

具体的には、心の問題を抱えた若者や、本人への接し方に悩む家族に対し、相談窓口である依存症相談拠点の更なる周知・専門医療機関への受診勧奨、当事者や家族からなる自助グループとの交流促進などを展開する。また、市町村に対し、オーバードーズ問題や自助グループの活動に関する情報提供などを積極的に行い、身近な地域でも、支援へのつながりがしっかりと行き届くよう連携を進める。

さらに、関西広域連合においても、新たに、オーバードーズへの対策を構成府県市間で共有し、特に問題が深刻化している都市部での先進事例を参考に、本県の対策に繋げて参りたいと考えている。今後とも、関係機関が一体となって、支援が必要な方が誰一人取り残されないよう、しっかりと取り組んで参る。

まっすぐに徳島県を考える政策集団
新会派「自由民主党県民会議」の一員
として引き続き職務に努めていきます



② 子どもの歯と口の健康づくりについて

【立川の質問】

徳島県では、「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」において、科学的根拠に基づく歯科疾患の予防対策としてフッ化物応用を位置づけるとともに、徳島県歯科口腔保健推進計画においても、子どもの適切な生活習慣や歯の磨き方とともに、フッ化物の使用による虫歯予防について明記され、取り組みが進められている。

フッ化物応用については、幼少期の段階から適切なケアを行うことで、虫歯予防効果が高いとされ、フッ化物洗口については、全国の多くの自治体や、県内の学校においても、モデル的に取り組みがなされており、初期虫歯の進行抑制など、一定の効果が上がっている。

とりわけ、特別な配慮を要する特別支援学校などに通学している子どもたちの歯と口の健康については、虫歯予防や口腔機能の発達のための取り組みが必要と考えられ、フッ化物洗口について、佐賀県、大分県、長崎県などで先進的に取り組みがなされている。

乳幼児期から高齢期までの生涯にわたる切れ目のない歯と口の健康づくりについては、虫歯予防効果が高く、多くの子どもたちが継続的に予防対策が受けられるフッ化物応用の更なる取り組みが必要と考えるが、御所見は。

【森口政策監補の答弁】

子どもの「歯と口の健康づくり」は、虫歯予防のほか、望ましい生活習慣や生活リズムの形成といった、生きる力を育むことにも繋がるなど、生涯にわたる健康づくりの礎として、非常に重要であると認識している。

虫歯のリスクが高いとされる、障がいのある子どもの虫歯治療は、一般的な診療よりも困難な場合が多いのが現状であり、障がいの特性に応じた日常的な口腔ケアや虫歯予防が重要となる。そこで、徳島県歯科医師会の提案により、特別支援学校をモデル校とした、フッ化物洗口を導入することで、障がいのある子どもの虫歯になりにくい強い歯を育むことを進めて参る。今後とも、次代を担う子どもたちに、虫歯予防としてフッ化物応用が習慣として根付き、生涯にわたる歯と口の健康づくりに取り組みめるよう関係機関と連携しながら、対策を進めて参る。

③ 大規模停電を踏まえた大規模災害時の備えについて

【立川の質問】

去る11月9日、本県を含む四国4県において、最大時で36万戸を超える大規模停電が発生した。生活の隅々まで電気に頼っている我が国では、広範かつ長期に及ぶ電力途絶は、大規模災害と同様、命に関わる問題となる。北海道胆振地震での、いわゆるブラックアウトや、能登半島地震での長期間に及ぶ停電・断水が記憶に新しいが、本県に切迫する南海トラフ巨大地震では、広範囲にインフラ被害が発生し、その復旧にも、これまでの大規模災害以上の時間を要することを想定しなければならない。

ライフライン途絶に対しては、まずは県民・各家庭での備えが非常に重要であり、県民の皆様は、継続的に意識づけいただく機会を提供していくことが必要ではないか。大規模災害時のライフライン途絶対策として、家庭などでの備えをさらに進めるため、県としてどのように取り組むのか、御所見は。

【勝間危機管理部長の答弁】

11月9日に発生した大規模停電は、四国エリアで最大約36万5千戸、徳島県内で最大約11万戸に及び、県としても、直ちに災害対策連絡本部を設置し、情報収集・伝達を行ったところである。

停電をはじめとするライフラインの途絶に対して、まずは各家庭での備えが非常に重要である。県としては、県民の皆様は防災対策について考えていただいている毎月1点検運動の12月のテーマをライフライン途絶対策とし、具体的には、停電・ガス停止に備えるための懐中電灯やランタンなど「明かりの確保」、カセットコンロをはじめ「調理器具の確保」、また、断水に備えるための1人1日3リットルの「飲用水の確保」、携帯トイレ備蓄による「トイレの確保」など、いざという時に困らないために、それぞれのご家庭で今すぐ備えるべきことを、SNSなどを通じ、呼びかけている。

今後も、備えを進める行動を喚起することにより、県民の自助力を高め、来たる南海トラフ巨大地震を見据えた県全体の災害対応力の向上に繋げて参る。

④ 夏の阿波おどり時の観光客の受け入れにつながる宿泊施設の充実について

【立川の質問】

政府は、観光はコロナ過を経ても成長戦略の柱、地域活性の切り札としており、2024年の訪日外国人旅行者3,500万人、旅行消費額も8兆円と、ともに過去最高を更新することが予測されており、2030年の政府目標に向けて、訪日客数6,000万人、旅行消費額15兆円も視野に入る状況であると報告されている。

夏の阿波おどり期間中は例年多くの観光客が訪れており、中でも最も規模の大きい徳島市阿波おどりは、今年は8月11日から15日までの5日間で約102万人の集客があり、徳島県になくてはならないお祭りとなっている。

しかし、阿波おどり期間中はこれまでも宿泊施設が不足し、観光客が県外に宿泊したり、日帰りでの観光など、大きな集客があっても、十分に経済効果が波及されていない現状がある。

香港・韓国との国際定期便就航のみならず、クルーズ船はじめ、様々な誘客施策により、今後、さらなる増加が見込まれる旅行客に対し、阿波おどりの経済効果を高め、その果実を広く県民に普及していくためには、宿泊施設の充実が重要と考えるが、御所見は。

【後藤田知事の答弁】

本県の令和5年の客室稼働率は全国26位の53.4%である一方、令和5年度末における旅館・ホテルの客室数は、全国46位の9,697室との現状である。夏の阿波おどりなど大規模イベント開催時において、宿泊施設の不足が大きな課題となっていることは、かねてから認識しているところである。

これまで、宿泊キャパシティの拡大に向け、ビジネスホテル等の新增設を対象とした最大2億円の補助制度に加え、高品質で大規模なホテルの新増設に対する最大10億円のメニューを創設したところである。また、地域の現状と課題の分析や、目指すべき目標の設定を行った上で、観光施設の高付加価値化改修などへの支援も実施している。今後、世界的ハブ空港である韓国の仁川や香港を経由して、これまで以上に様々な国・地域から観光客の来県が期待される。県としても、宿泊施設の充実に向け、新增設や既存施設のブラッシュアップなどに取り組んで参る。

5 市町村の個別避難計画の作成支援について

【立川の質問】

災害発生時に、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」の避難の際の支援を定めた、個別避難計画については、令和3年5月に「災害対策基本法」が改正され、その作成が市町村の努力義務とされている。

個別避難計画の作成は、職員の皆さんお一人お一人が幅広い業務を担っている中、懸命に作成を進めておられるが、避難行動要支援者毎の状況把握に時間を要するとともに、地域の希薄化や高齢化などもあり、避難の際に支援を実施していただける人の確保などが難しく、作成が思うように進まないこともあったりと、大変苦慮されているとのことである。

大規模災害発生時の懸念や豪雨等の災害が頻発している状況に鑑み、避難行動要支援者の安全・安心確保のため、個別避難計画の作成に懸命に取り組む市町村に対し、更なる支援を行えないか。

【森口政策監補の答弁】

令和6年能登半島地震の被災地においては、個別避難計画の策定が十分に進んでおらず、要支援者の避難の遅れなどの事態が多数生じたとお聞きしており、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生が懸念される本県においても、市町村とともに個別避難計画の策定を加速することは、まさに喫緊の課題であると認識している。

県では、市町村の計画策定を後押しするため、避難計画の策定方法などの検討を行うモデル事業を実施し、その成果を個別避難計画作成の手引としてとりまとめ、各市町村で活用いただいている。市町村からは、避難行動要支援者の状況把握や、避難する際の支援を担う地元の方のマンパワー不足も大きな課題となっていると伺っており、県として更なる支援の強化が必要であると考えている。

状況把握については、市町村が個別具体的な支援方策などを検討するケース会議の構成員として、新たに介護支援専門員をはじめとする福祉専門職の皆様に対し、参画・協力を依頼し、お一人お一人の心身の状況を踏まえ、計画の速やかな作成に繋げて参る。

また、支援者の確保については、地域のつながり、顔の見える関係が希薄化していることを踏まえ、地域で、避難行動要支援者の方々に参加いただく避難訓練の機会を創出することで、地域の支援力を高め、支援者の確保に繋がるよう努めて参る。今後とも、市町村の個別避難計画策定をしっかりと後押しして参る。

6 子どもたちの社会参画意識の醸成を図る 主権者教育への取り組みについて

【立川の質問】

主権者教育については、昨年の11月定例会で、子どもたちが自ら考えた政策を実現し、形に残すような「実現型の主権者教育を進めるべきでは」と質問をさせていただいた。

その背景として、平成28年から選挙権が18歳以上になり、令和4年度からは成年年齢が18歳に引き下げられるなど、変化の激しい現代社会において、子どもたちが社会に参画する主体として自立することや、地域や社会に関わることができるようになるためには、主権者教育の重要性がますます高くなっていると思うからである。

子どもたちが自ら考え、社会に参画する意識をさらに醸成するために、地域課題解決への取り組みなどを自ら考え、その是非を議論し、それを実現していくといった、いわば「民主的な成功体験」となり得るような体験的な活動を実施していくことが重要だと考える。昨年の質問から、この1年間でどのような取り組みが行われたか、また今後どのような取り組みを進めていくか、御所見は。

【中川教育長の答弁】

これからの時代を生きる子どもたちに、主体的に考え、行動する力や、地域への愛着を育むことは非常に重要であると認識している。県教育委員会では、課題解決型の学習を充実させる取り組みを行っており、その成果の実現が地域への愛着にもつながると考えている。

具体的には、昨年度より実施している県内の高校生が学校の垣根を越えて身の回りの諸課題について考察し、その解決に向けた提言発表を行うプログラムは、今年度も実施しており、来年2月には知事や私に直接提言を頂く予定となっている。

また、今年度から開始した「生徒まんなか徳島版探究活動推進事業」では、小松島西高校で、藻場を荒らす魚であるアイゴやブダイを利用したフィッシュカツ等の商品開発を行い、高校生ビジネスプラン・グランプリをはじめとする全国大会でも高い評価を得たところである。

引き続き、課題解決型の学習を推進することで、子どもたちに、主体的に考え、行動する力や、地域への愛着を育み、社会参画意識を高めることができるようより一層取り組んで参る。

— 令和6年度 写真で見る立川のりひろの活動など —



(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～1.1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

新聞購読料 領収証
立川 了大 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を前受金として領収いたしました。

2024 年 4 月分から12ヶ月分 領収日 4月10日

領収金額	¥45,852
------	---------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	(内訳参照)	(内訳参照)	23,208

その他購読料等 領収証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	(内訳参照)	(内訳参照)	22,644

(10%対象 0円 消費税 0円)

(8%対象 45,852円 消費税 3,396円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 住友 信久
登録番号:T4810585360755
住 所 鳴門市撫養町南浜字東浜4 1 7
TEL 088-683-1666 FAX 088-683-1667

お申込No. 36020-17484(589)

